

令和3年度 長岡京市地域健康福祉推進委員会 第2回障がい福祉部会  
議事録 概要(一部抜粋・要約)

① 議事1：第6次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画の主な実績について

ほっこりんぐ事業

【意見概要】

- ほっこりんぐ事業は市役所などせまい世界だけではなく、もっと広い世界へ出て行っても良いと思う。  
(例：街のイベントなど)
- 事業所で制作された物を町で見かけることは少ない。バンビオ広場での手作り市への参加や、大型スーパーの一角にコーナーを設ける事で手に取る機会が増えるかもしれない。

【事務局回答】

本市では、障がいのある方の就労に対する理解を深めるとともに、障がいのある方の工賃向上を目的として「ほっこりんぐ事業」を実施しています。現在は市役所ロビーの他、市等のイベント時にも「ほっこりんぐ」を開催しています。また、新型コロナウイルス感染症拡大により対面販売が難しい中、受注販売等の促進にも取り組んでいるところです。

ご意見にもあるように、今後は新たな外部販路の開拓を行い、さまざまな機会をとらえて障がい理解の促進と販売拡大に取り組んでいきたいと考えております。

長岡京市共生型福祉施設構想

【意見概要】

- 共生型福祉施設の必要な機能について、庁内や2市1町で行った検討について、もう少し具体的に教えてほしい。
- 事業者選定について、方法や時期など現時点で決まっている内容はあるのか。
- 今後どのように進められいつ頃完了し、始動するのかを知りたい。

【事務局回答】

今後の長岡京市共生型福祉施設のスケジュール（予定）は下記のとおりです。（変更になる場合もありますので、ご了承下さい。）

令和4年度：募集要項配布、応募書類受付の上、事業予定者を選定

令和5年度：基本設計・実施設計（事業者により実施）

令和6・7年度：建設工事（事業者により実施）

令和8年度：供用開始

なお、今年度、庁内や2市1町、京都府において、求められている機能と圏域として必要な機能のあり方や、募集要項の記載内容等について協議・検討しています。地域生活支援拠点の必要な機能については、自立支援協議会の意見も参考に協議をしているところです。

## 福祉的就労通所交通費助成事業

### 【意見概要】

- 福祉的就労通所交通費助成事業については、待ち望んでいた事業であり大変うれしく思う。障害の有無に関係なく、だれもが就労に向かえる環境・制度が必要だと感じる。
- 新たに福祉的就労通所交通費助成事業の開始は誠に有難い。安い工賃から交通費を差引いたら、わずかしかなかったという人も多く居る。精神に障がいを持つ人の交通費半額助成も、毎年要望活動しているので、望む所だった。

### 【事務局回答】

事業所を選択される場合は、様々な特色を持つ圏域内外の事業所の中から、ご自身に合った事業所を探していただく必要があります。その場合、圏域外の事業所に通所されたい場合でも、高額な交通費がネックとなり通所を躊躇してしまうため、交通費を助成してほしいという声が多くありました。

その声を受け、令和3年4月から「長岡京市障がい者施設通所交通費助成事業」を開始しています。制度開始の際には、全対象者や事業所に対して案内通知を送付するなど、周知を進めているところです。関係機関におかれましても、制度が行き届くよう、今後も引き続き制度を周知いただきますようご協力をお願い致します。

## 公園緑地整備事業

### 【意見概要】

- 障害や病気のある親子にとって、公園で遊ぶ際の障壁は多く、一般的な公園で遊ぶことは難しいと思います。インクルーシブ公園という先駆的な取組を参考に、また、当事者家族の意見を聞いて、整備を進めてほしい。
- 場所が不便。「誰もが行きやすい」とするなら、行きやすい平地に作ってもらいたい。
- インクルーシブ公園の整備に向けた検討を行っておられるとの事ですが、とても必要で、良い事だと思う。子どもの成長にとって、陽に当たる事や身体を使って遊ぶことはとても大事。できたら街中に誰もが歩いて行ける場所に、インクルーシブ公園を作りたい。
- 障がいのある子をもっと地域で遊べる環境があると、地域共生ができて楽しい将来がくると思う。

### 【事務局回答】

共生のまちの実現を目指すための取り組みのひとつとして、障がいの有無や年齢にかかわらず、ふれあい交流ができる機会を創出するため、西山公園第3期整備事業でインクルーシブ公園（誰もが一緒に楽しめる遊具等の施設がある公園）を導入することとしています。

西山公園第3期整備事業は、豊かな自然の中で「誰もが、憩い・楽しみ・交流ができる公園づくり」を目指しているため、この度、インクルーシブ公園を整備することとしています。今後は、市内の他の公園にも広げていくことを検討します。

## ② 議事 2：今後のオブザーバーのあり方について

### 【案件】

障がい福祉部会において、乙訓ポニーの学校施設長ならびに長岡京市教育委員会 学校教育課指導主事が、「部会員」としてではなく、専門分野に関する意見を聞く「オブザーバー」として選任されているが、今後の「オブザーバー」のあり方について、意見を聴取する。

### 乙訓ポニーの学校 施設長のオブザーバーのあり方について

#### 【過去の経緯】

「長岡京市地域健康福祉推進委員会設置要綱」の施行開始である平成 13 年度当時、市内における障がい児を対象とした療育施設は、乙訓福祉施設事務組合「乙訓ポニーの学校」のみであった。

当時の療育施設は、現在のように法体系の下に整備されておらず、母子保健分野の事業として弾力的に運営されていた。そのため、障がい福祉分野以外から、障がい児について専門的な意見を伺うため、オブザーバーとして選任されたものと推測される。また、公立施設職員としての役割があることもオブザーバーとして選任された理由の一つと考えられる。

#### 【今後のあり方について(事務局案)】

現在、障がい児の療育は、児童福祉法に基づき、障がい福祉課が所管する児童福祉サービスとして運営されている。そのため、障がい福祉の分野から、障がい児を支援する立場として意見をいただくのであれば、オブザーバーとしてではなく、部会員として選任することがふさわしいと考える。なお、障がい児のサービス提供事業所は、乙訓圏域内において、社会福祉法人、NPO 法人、株式会社など、様々な運営形態で複数存在しているが、公立施設職員の役割として乙訓ポニーの学校から選出するのがよいと考える。

#### 【意見概要】

- 事務局案に賛成：9 件
- 事務局案に反対：0 件

#### 【事務局回答】

「乙訓ポニーの学校施設長を部会員としての選任」という案に対して、ご意見いただいた方全員が賛成いただきました。

よって、令和 4 年度以降は、障がい福祉の分野から、障がい児を支援する立場として意見をいただくために、乙訓ポニーの学校施設長を部会員として選任することとします。

## 長岡京市教育委員会 学校教育課 指導主事のオブザーバーのあり方について

### 【過去の経緯】

障がい福祉以外の分野から、障がい児について専門的な意見を伺うため、オブザーバーとして選任されたものと推測される。

### 【今後のあり方について(事務局案)】

障がい福祉部会は、障がい福祉行政に対する課題及び課題解決の方向性や取り組み等について、市民等の幅広い意見を聴取し、反映させることを目的として設置され、行政施策の決定等の意思形成に係る重要な役割を果たしている。

その目的に沿って、障がい福祉部会を運営するためには、「長岡京市審議会等の設置及び運営等に関する要綱」にもあるように、市職員は部会員として選任しないほうが適切であると考ええる。よって、今後も長岡京市教育委員会 学校教育課指導主事は、引き続きオブザーバーとして選任することがふさわしいと考える。

### 【意見概要】

#### ●事務局案に賛成：8件

- ・メンバーの自由な意見が偏ってしまうため、市職員は部会員には適切ではないのでは。
- ・長岡京市の学校の状況を把握していただいているオブザーバーからの発信は重要。
- ・要綱のとおりにすることが筋も通っていると思う。

#### ●事務局案に反対：2件

- ・教育者として、別組織として機能していると考ええる。
- ・多様な障がい特性を持つ児童・生徒の支援に携わる地域の学校からの発信は、障がい福祉計画にとって極めて重要。また障がい部会を通じて障がい児者の福祉・支援機関との連携をめざすことも期待できる。「長岡京市審議会等の設置及び運営等に関する要綱」第5条(5)「審議会等の性質を考慮してもなお委員に含めることが必要であると認められる場合はこの限りでない。」を適用し、学校教育課指導主事を部会員として選任することが相当であると考ええる。

## 【事務局回答】

「長岡京市教育委員会 学校教育課 指導主事を引き続きオブザーバーとしての選任」するという案に対し、9人中7名が「オブザーバーとしての選任」に賛成、2名が「部会員としての選任」というご意見でした。

長岡京市審議会等の設置及び運営等に関する要綱第5条には審議会の委員の選任について「市職員及び市議会議員は、審議会等の委員に選任しないものとする。ただし、法令や各機関の明確な定めがある場合及び審議会等の性質を考慮してもなお委員に含めることが必要であると認められる場合は、この限りでない。」とあります。審議会等は、市民等からの幅広い意見を聴取し市政に反映することが審議会等の目的であり、公正な行政運営確保の観点から、市職員及び市議会議員を委員に選任しないことが適切であるとされています。

また、「審議会等の性質を考慮してもなお委員に含めることが必要であると認められる場合」については、審議会等の第三者機関としての位置付けを踏まえてもなお、審議等の目的に照らして、市職員を委員に選任することについて客観的かつ合理的な理由がある場合という趣旨で記載しています。

一方、「オブザーバー」の役割は、中立的、客観的な視点から専門分野に関する意見を伺うものです。審議事項に対する決定権はないものの、発言することを妨げるものではありません。

ご意見にもあるように、障がい児支援において福祉と教育の連携は不可欠であり、地域の学校においては多様な障がい特性を持つ児童・生徒が在籍し、その支援に携わる学校現場の意見は非常に重要です。

令和4年度以降も、引き続き**長岡京市教育委員会 学校教育課指導主事をオブザーバーとして選任することとし**、オブザーバーの立場から、教育に関する専門的意見を伝えてまいります。

### ③ その他

#### 【部会員ご意見】

- ヘルプマークを付けている人が増えてきた。うれしいことだ。つらい時に、人に助けを求めるのは悪いことではない。ふつうのことだ。リュックや、杖につけている人が多い。
- 駅員さんが次に来る列車に車いすで来られている方を降ろしてあげる時に、無線で、「○号車の○番の所ですね。あと何分ですか？」と連絡をとりあっていて、無事におろしてもらった方が「ありがとう」と笑っていたこと。いいなあと思った。
- ニュースでパラリンピックにスタッフとして参加した人が、「協力する（助けあう）こと、思いやりが障がい者をすくうのだと感じた」と言っておられて胸が熱くなった。
- 途切れてしまう支援、親なき後問題等、見通しの立たない不安から今後少しでも解放されると良いと思う。最終一人になっても、身内や親等がいなくなっても、小さなことでも遠慮なく相談できる支援者がいる安心できる環境を持てるようになることを期待する。高齢化が進む中で、障がいのある人が増えるだろう。制度が分かりづらく、手続きも手間がかかる。役所、保健所、保健センター等が点在しているので、一カ所にかたまっていると利用しやすいと思う。抱えている問題を解決するために何をしたら良いかをシュミレーション出来るツールがあれば、必要な手続きや、相談先が一目でわかるようになると、負担が減るのではないかと思う。
- 大きな大会は今後もむずかしいかもしれないが、小さなことの積み上げで何か盛り上げたい。
- 最近スポーツも会って体を動かすだけでなく、eスポーツなどもあるので、色んな参加方法を考えてみてはどうでしょうか？健推のやってくれるアプリへの参加とか？静かなレクリエーションも楽しいので、手芸や、写真なども発表の場を広げるレゴとか子どもの頃から親しんでいる物でもいいと思う。最近、ダンスに取り組む障がい者団体も多い。いずれも発表の場がはげみになると思う。これらのいずれも、NPO 法人や、様々な任意団体さんの協力（活動支援金を予算とする）を得るとよいのではないのでしょうか。又、それらに参加する為には、ガイドヘルプの時間の増量など、促進できる根拠となるものも必要になると思う。インクルーシブ公園のワークショップに障がい当事者にもたくさん参加してもらって、公園をつかって遊ぶのもいいと思う。
- オリンピック、パラリンピックが行われ、障がい者スポーツもいろいろ認知度があがってきている。車イスバスケの体験会や、ボッチャ（頭を使っておもしろいです）大会などを行ってはいかがでしょうか。気軽に誰もが楽しめる機会が増えるといいなと思う。
- 旧ポニーの跡地の進捗状況について、これからの予定を含めて教えてほしい。  
現在の建築予定図面では、身体障がいの方は短期入所の利用が難しいのではないかと思います。生活介護の利用者は、身体障がい者を想定されていないように思うのですが、乙訓の現状からいうと、そこが課題に上がるのではないかと思います。ぜひ、待ち望んでいる方へ向けての説明会も開催していただけたら。建築されてからでは、将来的に身体障がいの方も利用できる可能性はなくなってしまいます。障がい種別を分けずに利用できる形が望ましいと思う。

#### 【事務局回答】

旧乙訓ポニーの学校跡地に係る施設整備につきましては、令和3年7月および12月に土地所有者である乙訓福祉施設事務組合と法人が地域住民への説明会を実施されました。令和6年春の開所を目指して準備を進めておられます。長岡京市は施設所在市として説明会に同席し、地域のご理解を得られるよう努めており、引き続き丁寧に対応してまいります。

法人からは、利用者として知的障がい・自閉スペクトラム症を有する方を想定していると伺っておりますが、利用者の障がい種別についてのご意見は法人へお伝えします。

●障がい者雇用促進事業について

①市役所における障がい者雇用は、長期的な視野を持ち、計画的に実現に向けて進めていただきたい。現在長岡京市では身体障がい者のみを障がい者雇用としているが、障がい種別を問わない雇用を行政の現場で実施することは、地域での理解や共生社会の実現に大きな影響力を持つはずである。そのための計画は少しでも現実的に進められているのだろうか。現在の状況を教えていただきたい。

②乙訓圏域自立支援協議会の就労支援部会で市役所などでの庁内実習を進めているが、長岡京市で実習を受け入れる際は、障がい者雇用を考えるきっかけとしていただけないだろうか。

今のところ自立支援協議会への協力という形でしか実習の機会が設けられていないが、長岡京市として障がい者雇用を進める気持ちがあるのなら、せっかくの機会なので、将来的に知的障がい者の雇用を視野に入れた実習とし、それがどのようにしたら可能になるのか、主体的に見極める姿勢で臨んでいただきたいと思う。

③自治体における知的障がい者の雇用について事例研究をし、長岡京市での実現を目指していただきたい。

【参考】:

- ・豊中市 市が雇用する知的障がい者の就労支援について

[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/jinji\\_kyuuyo/titekisyougaisya/index.html](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/jinji_kyuuyo/titekisyougaisya/index.html)

- ・明石市 事務職・技能労務職（障がい者対象）【正規職員・任期付短時間勤務職員】

[https://www.city.akashi.lg.jp/soumu/jinji\\_ka/shise/saiyo/saiyojoho/shokushuichiran/2020shougaisha\\_saiyousiken.html](https://www.city.akashi.lg.jp/soumu/jinji_ka/shise/saiyo/saiyojoho/shokushuichiran/2020shougaisha_saiyousiken.html)

- ・京都新聞記事公務員採用で知的・精神の障がい者なぜ対象外

<https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/26986>

- ・地方公共団体障がい者雇用好事例集 厚生労働省職業安定局障がい者雇用対策課 令和2年3月

**【事務局回答】**

障がい者雇用は、障がいのある方が地域の一員として共に暮らし、共に働くことを当たり前にするため、「障害者雇用促進法」に基づき義務化されており、1998年には知的障がい者、2018年には精神障がい者が適用対象となっています。

本市における障がい者雇用については、「障がい者活躍推進計画」の中に障がい種別を限定しない採用について盛り込むことを検討しています。

また、乙訓圏域自立支援協議会の就労支援部会で実施している実習は、障がい種別を問わず障がいのある方の就労に対する意欲を高め、自立及び社会参加並びに一般就労への足掛かりとすることを目的として実施しているものです。庁内実習で得た知見を本市人事担当課に伝え、障がい者雇用施策の参考にしていきます。